

令和8年度第2回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和8年8月24日（月） 午前10時00分から 302会議室

2 出席者（4名）

出席者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、佐々木委員

事務局 松崎総務契約課長、桜庭総務契約課契約係長、矢部主任、辻田主事

3 議題

（1）審議事項 労務報酬下限額の考え方について

＊事務局が資料1～資料4・参考資料にて内容説明

＊委員がそれぞれ委員提供資料・委員提供資料②にて内容説明

ア 工事の労務報酬下限額について

（ア）熟練労働者（条例第7条第1項第1号に規定する額）について

○意見等

委員 担い手3法の改正に伴い、労働者の処遇確保が建設業者に努力義務化され、標準労務費が設定された。著しく低い労務費の設定があった場合、業者は国土交通省からの指導対象となる場合がある。労務報酬下限額は指導対象となる金額を下回るべきではないため、標準労務費及び公共工事設計労務単価をベースとする下限額の設定についての提案した。

＊担い手3法：①公共工事の品質確保の促進に関する法律）、②建設業法、③公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

会長 委員からの提案内容について、労務報酬下限額を標準労務費のダンピング調査の対象となる80%を下回らない金額で設定するという点があったが、ダンピング調査の対象となる80%は、あくまでも予定価格の金額に対する割合であり、標準労務費の金額に対する割合とは連動していない。そのため、80%の根拠を明確にする必要がある。

会長 委員からの提案もあったところではあるが、結論として、労務報酬下限額は公共工事設計労務単価（前年度の10月1日現在）÷8時間の90%でよろしいか。

委 員 意義なし

(イ) 熟練労働者以外（条例第7条第1項第2号に規定する額）

会 長 これまで市場の賃金実態等を総合的に勘案して、軽作業員の労務報酬下限額（公共工事設計労務単価の90%）の70%の額を、熟練労働者以外の労務報酬下限額として設定している。

今回委員から、熟練労働者以外の労務報酬下限額を軽作業員の公共工事設計労務単価の90%と同額とすべきであるという提案があったが、これまでの金額と比較すると大幅に引き上げることになる。

熟練労働者と未熟練労働者の賃金が同額の場合、事業者としては未熟練労働者ではなくベテランである熟練労働者を雇ったほうが効率的であり、課題である新規入職者の確保や後継者の育成という点に懸念があるため、よく検討する必要がある。

委 員 これまでの設定方法で算出した場合、国土交通省からの指導対象となる金額に抵触する可能性があるため、これまでの考え方を考慮しつつ、今後の目指していくところとして提案した。

会 長 国土交通省は標準労務費の確保等により賃上げを目指しているが、公契約条例は賃上げを目指すものではない。

標準労務費という基準を考慮しつつ、国の動きにより賃金水準が引き上がり、相場の水準が上昇した場合にそれに追随する形で対応していくということも考えられるのではないかな。

委 員 目標値として、今後も標準労務費を意識していく必要があると考えている。

委 員 多摩市では軽作業員の公共工事設計労務単価を基準に労務報酬下限額を設定してきている。これまでの議論を踏まえながらも、最終的な目標は普通作業員の70%の金額としたいが、まずは軽作業員を基準に検討し、軽作業員の公共工事設計労務単価の90%の額が CCUS レベル別年収のレベル1に匹敵するため、その水準を目標に検討を進めていきたい。

会 長 国土交通省が公共工事設計労務単価の引き上げ等の工夫をしながら建設業等の業界全体の賃上げを目指している。この流れを意識し、引き続き労務報酬下限額検討していくという方向でよろしいか。

委 員 異議なし

イ 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

(ア) 個別に労務下限額設定を行ったものの以外の労務報酬下限額 (条例第7条第1項第2号に規定する額)

委 員 東京都の最低賃金を54円引き上げ、1,280円とする東京地方最低賃金審議会による答申を受け、例年の設定方法をもとに算出すると、次年度の労務報酬下限額の目安は1,360円となる。

一方、多摩地域内での人材流出を防ぐことや今後の労働力確保のためには、近隣自治体の金額水準を考慮した勘案基準が求められることから、資料に記載のとおり1,378円とするのはいかがか。

会 長 多摩市では、最低賃金をベースに労務報酬下限額を設定してきているが、これまでに行政職の給料表に合わせて設定するという議論もしてきた。しかし、一部の法人から最低賃金にあわせて労務報酬下限額を引き上げることに反対意見が出たことで、平成28年度の労務報酬下限額は、個別設定以外の委託の946円（前年度から43円引き上げ）に対して、一部の委託については930円（前年度から27円引き上げ）と例外的に設定した経緯がある。

労務報酬下限額は、事業者の意向を踏まえて設定する必要があるため、行政職の給与をベースに設定するとなると、特例的に個別の業種のみ労務報酬下限額を下げるということも検討する必要があるかもしれない。

なお、公契約条例を制定する際に調整し、多摩市では労務報酬下限額と会計年度任用職員の賃金を同額としている。

委 員 市の職員が行う業務を委託することにより事業者にも担ってもらっているため、行政職の給与と同等の賃金でも良いのではないか。

委 員 同一法人内で、公契約対象事業とそうでない事業の間で賃金に差が生じていることにより、人材確保が難しい状況があると聞いたことがある。

事務局 業務を委託するに当たり、事業者には、有資格者を雇用するなど、人材を重要視していただいている。同じ法人内で賃金格差があることにより問題が生じていないかを確認していきたい。

会 長 足立区では保育士の資格の有無で別の基準を設けている。そのような検討も必要かもしれない。

会 長 行政職の給与をベースに検討する場合、事業者を対象とするアンケートは必須であり、どのような問題があるか把握しなければならない。毎年度始めに行っている事業者へのアンケートに追加する質問項目について、今後議論する必要がある。
今回の議論を踏まえ、次年度は従来の考え方としつつも、今後事業者へのヒアリングや調整を行い、行政職の給与水準を目標としていく方向性でいかがか。

委 員 異議なし

事務局 令和9年度の労務報酬下限額については、例年の設定方法をもとに算出した1,360円から、委員から提案があった1,378円の金額の範囲内で検討し、影響の有無について事業者にヒアリングしていく。

(2) 審議事項 公契約条例ポスター等について

事務局 例年、公契約制度の周知を目的に、受託事業者（労働者）向けのポスターを配布しているが、今年度は、市民向けに公契約を周知・啓発するためのポスターを作成したいと考えている。また、受託事業者向けのポスターについても更新すべき点があればご意見をいただきたい。

会 長 市民向けのチラシであれば、イラストの市民の配置を上部に移動し、公契約条例の目的についても市民向けを意識して公共サービスの質の向上を前にするのが適切である。

委 員 事業者向けのチラシが永山公民館の発券機のところに掲示されているが、掲示場所はそこが適切なのか。

事務局 事業者向けのチラシは、公契約を受託している事業者に配布し、事業所等への掲示を依頼している。貼付場所については確認する。

(3) その他

事務局 複数年に及ぶ委託契約について、2年目以降の人件費の上昇分をどのように取り扱うか、課内で検討を開始した。
引き続き先行自治体への聞き取りや庁内関係課との調整を進めていく。

委 員 事業者アンケートでも意見があったが、公契約条例の目的を達成するためには職員の理解が必要である。職員向けに公契約に関する研修を行っていたかと思うが、現在も行っているのか。

事務局 公契約対象事業を担当している職員を対象に、古川会長に講師となっていていただき、2年に1回研修を実施している。
また、次年度に向けた予算編成説明会での周知やその他庁内向けの通知により情報発信も行っており、引き続き取り組んでいく。

4 閉会